

独立行政法人改革等に関する分科会
第1回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○事務局 それでは、時間となりましたので、第1回「独立行政法人改革等に関する分科会」を開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

内閣官房行政改革推進本部事務局でございます。分科会長の御挨拶までの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

独立行政法人改革につきましては、本年6月の行政改革推進会議において制度見直しを中心に中間的整理が行われ、同会議において安倍総理から年末に向けて組織見直しなど、さらに検討を進めるよう御指示がありました。

この御指示を受けまして、今般、お手元の資料1のとおり、行政改革推進会議のもとに「独立行政法人改革等に関する分科会」を立ち上げ、分科会長及び分科会の委員が決定されたところです。

それでは、本分科会の分科会長であります榎谷委員から御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○分科会長 当分科会の会長を仰せつかりました榎谷でございます。

独立行政法人につきましては、皆さん御存じのとおり、制度全般にかかわる改革に向けまして2回法案が国会に提出されるなど、これまでもさまざまな議論が行われてまいりましたけれども、今回はその集大成ということで着実に実施することがポイントでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

当分科会の使命は、これからも説明されますけれども、今年の年末に向けまして余り時間がございませんが、独立行政法人の組織の見直しを中心に議論していただきまして成案が得られますよう、大変お忙しい委員の先生方には大変恐縮でございますが、ワーキンググループへの議論の参加も含めまして、どうかよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、お願いを兼ねて挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、以降の進行は分科会長にお願いいたしたいと存じます。

なお、マイクの使い方ですが、御発言の際には、まずマイクの下灰色のボタンを押していただき、御発言が終わりましたら再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

○分科会長 それでは、分科会の開催に当たりまして、まず稲田行政改革担当大臣、寺田内閣府副大臣からそれぞれ御挨拶をお願いしたいと思います。

なお、稲田大臣におかれましては、御挨拶終了後、別の公務のために御退席されます。

それでは、稲田大臣よろしくお願いいたします。

○稲田行政改革担当大臣 皆さんおはようございます。本日は雨の中、また、お忙しい中お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会」第1回の開催の立ち上げに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今、分科会長からもお話がございましたように、独立行政法人改革、自民党与党時代に

1回、また、民主党政権におかれましても1回改革法案が提出をされ、廃案になったというところでございます。今年の前半は副大臣のもとで会議の開催をいただいて、熱心な御議論のもと中間報告、中間整理もなされたところであります。

そして、年末に向けて個別法人についての検討をいただき、来年の通常国会には改革法案も提出をしたいと考えております。行政というのは、国民へのサービスそのものでありまして、もちろん無駄の排除ということは国民の信頼を取り戻す意味でも大切ですけれども、単に切れればよいということではなくて、限られた資源でいかに効率的・効果的にサービスを提供できるかという視点が重要だという認識をいたしております。

今般の独立行政法人改革におきましても、我が国を取り巻く種々の政策課題の解決に向けて、行政サービスを提供するための重要な政策実施機関である独立行政法人をいかに有効活用するかという観点から、検討を進める必要があると思っております。

このため、今回の改革では、まず、それぞれの法人が本来期待される政策実施機能を十分に発揮できるよう、制度や運用の改善を図るとともに、最適な組織環境を整える必要があります。同時に、民でできることは民でという視点で業務・組織を見直し、独法を含む官のスリム化を図ることや、業務・財務の透明性を高め、法人の経営能率を高めていくことも重要な課題であると認識をいたしております。

先ほど申し上げましたように、6月に中間整理を行ったところです。今後、本分科会においてこの中間整理を踏まえながら、組織の見直しを中心に御検討いただくことになるわけですが、その際、無理な数合わせとか数を減らせばいいということではなくて、丁寧なヒアリングをしていただき、各法人の業務内容を十分に吟味いただいた上で、年末に向けてしっかりとした組織見直し等の改革案を取りまとめていただきたいと思います。具体的には、政府として、組織見直しの視点を用意しましたので、後ほど事務方から説明をいたします。

冒頭申しましたように、過去2回独法改革法案が廃案になるなど長い議論の経緯があります。改革の集大成ということで、100の議論よりも1つの実行、まさしく決めるべきときに来ているのではないかなと思っております。政策実施機能の向上と、官の肥大化防止、スリム化の両立を図るといって、地に足のついた改革案を取りまとめ、これを着実に実施することにより、第一次安倍内閣で着手した以来の改革の集大成としたいと考えておりますので、分科会長初め委員の皆様方の建設的そして忌憚のない活発な御意見、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○分科会長 稲田大臣、どうもありがとうございました。

続きまして、寺田副大臣、よろしく願いいたします。

○寺田内閣府副大臣 おはようございます。行革担当副大臣を仰せつかっております、寺田でございます。

今、大臣からありましたとおり、私のもとの有識者懇談会で榎谷先生初め、きょうお来しの多くの先生方にも大変に御尽力をいただきまして、すばらしい中間的取りまとめをし

ていただきました。法人のガバナンスの強化、また、監事機能の強化、さらにはPDCAサイクルの強化と主務大臣の関与のあり方の見直し、また、予算執行プロセスにおける改善と効率化をさらに進めることによって、そのインセンティブを付与していくという独法制度の長所を伸ばしながら、その指摘されているさまざまな問題に対処する、いわば横串的、横断的なこの共通ルールの部分、これを6月に取りまとめでいただいたわけであります。

いよいよこれから、法人ごとの、いわば各論に入ってくるわけでありますが、この通則法的な部分を引用しながら、また、それぞれ各法人特有の、固有の問題も内包しているところであります。各分科会におきまして、先生方の知見、そしてまたさまざまな御意見も拝聴して成案を得ることができればと思います。

よろしく、御指導のほどお願いいたします。

○分科会長 寺田副大臣、どうもありがとうございました。

ここで報道の方は御退室をお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

○分科会長 当分科会の委員の御紹介でございますけれども、時間の都合もありますので、お手元の資料1の別紙の構成員名簿というものがありますので、それをごらんいただくということで代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、当分科会の委員となっはいらっしやいせんが、行政改革推進会議議員であります加藤議員、森田議員におかれましては、オブザーバーとして当分科会に適宜御参加いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、分科会長代理についてですけれども、分科会長代理は分科会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

分科会長代理には、本年前半に開催されました「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」など、政府の会合を多数歴任されまして、独立行政法人改革に多くの知見をお持ちの梶川融委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、梶川委員、よろしくお願いいたします。

次に、本分科会の公表について説明させていただきたいと思います。

資料1の中ほどに記載しておりますとおり、本分科会は、原則、非公開といたします。また、会議資料は会議終了後にホームページにおいて公開するとともに、議事概要についても、あわせて公表することといたします。さらに、会議終了後に私から記者ブリーフィングを行いたいと思います。

なお、詳細な議事につきましては、各委員の皆様方に内容を御確認いただいた上で、本分科会における全ての議論が終了し、政府において見直しの方針が最終的に決定された後まとめて公表することとしたいと思います。

次に、議題4「分科会の進め方等について」に移らせていただきたいと思います。

まず、独立行政法人改革の経緯と直近の取り組み状況につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、お手元の資料2-1をごらんいただきたいと思います。「独立行政法人改革の経緯及び直近の取組状況について」という表題の紙でございます。

先ほど、大臣あるいは分科会長からの御挨拶の中にもありましたように、独法改革、平成13年1月6日にこの制度が発足して以来、長い経緯があるということで少し御説明をさせていただきます。

まず、13年1月6日に独立行政法人制度が発足しました。行政の企画立案部門と執行部門を分離し、執行部門に法人格を与えるということで業務の効率性と質の向上を図り、自律性、自主性及び透明性を備えた法人制度を創設したというものでございます。

この制度は、特殊法人制度の反省に立ちまして、中期目標期間終了後に法人の組織等を見直すという新たな仕組みを導入したわけでございますが、その第1回目が「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」ということで行われたわけでございます。この中では、消防研究所の廃止等が行われたということでございます。この後、毎年やっていたわけでございますけれども、特に緑資源機構の官製談合事件が平成18年の後半あたりから問題になりまして、独立行政法人制度について非常に世論的にも批判が集まったことを受けまして、経済財政諮問会議のほうでも1つのテーマとして取り上げられるに至ったわけでございますが、その結果、19年6月19日、これが先ほどありました第一次安倍内閣のときでございますが、いわゆる骨太の2007におきまして、独立行政法人制度の改革がうたわれたということでございまして、定期的見直しとは別途、全法人について見直しを行うということで、そこにあります「見直し3原則」ということを踏まえながらやっていく、平成19年を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決められたわけでございます。これに基づいて、その秋にいろいろな議論が行われてまして、平成19年12月にその計画ができた。この計画では、事務・事業の組織の見直しということで、法人の削減ということでは101法人を85法人にする、あるいは342の事務・事業を見直す。あるいは横断的事項の見直しということで、業務運営の効率化、随意契約の見直し等々が行われた。内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備などもうたわれております。

そういう中身につきましては、平成20年4月に独立行政法人通則法の一部の改正法案及び整備法案が国会に提出されたわけでございますが、結局これは自公政権、麻生内閣による衆議院解散に伴いまして廃案になった。民主党政権では、この閣議決定を当面凍結することにしたというのが1ページ目でございます。

2ページ目に行かせていただきます。

民主党政権下での議論でございますが、民主党政権下では新たに独立行政法人改革をするということで、まず、事務・事業の見直しから着手をして、事業仕分けなども経まして平成22年12月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」ということで、事業の

見直しについて取りまとめを行っております。これにつきましては、現行の安倍政権下でも受け継がれております。

その後、制度・組織を見直すということで、平成24年1月20日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されました。ここでは組織の見直しということで法人の削減については102法人を65法人にする、制度の見直しということで事務・事業の特性に着目した法人の分類、類型分け、ガバナンスの構築、監事機能の強化などによる内部ガバナンスの強化等が定められております。

この閣議決定に基づきまして、平成24年5月に通則法の改正法案及び整備法案が国会に提出されたわけでございますが、これも民主党政権野田内閣による衆議院の解散に伴いまして廃案になったということでございまして、これに伴い、この閣議決定では、26年4月から新制度移行とされていたこともございまして、安倍内閣になりまして25年1月24日の閣議決定で凍結して、再度見直しを行うことになったわけでございます。

現政権下におきましては、先ほど副大臣からも御発言ございましたが、25年6月5日に行政改革推進会議におきまして中間的整理を行いました。これは独立行政法人改革に関する有識者懇談会における議論の内容、つまりPDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入、財政規律、報酬・給与の見直し及び情報公開の充実を図るというものであり、有識者懇談会において制度面を中心に中間取りまとめを行ったものを6月5日の第3回の行政改革推進会議に報告して御議論いただき会議の中間的整理としていただいたところでございます。

この会議におきまして、安倍総理からこの中間的整理を踏まえて年末に向けて組織見直しなどさらに検討を進める旨の指示がなされたところでございます。

これを受けまして、今年の骨太の方針におきまして「独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする」という閣議決定が行われたところでございます。

3ページ目は、中間的整理の概要ということでございますが、これは繰り返しになりますが、これは繰り返しになりますが、4つの内容、PDCAサイクルの話、法人内外からの業務運営を改善する仕組み、ガバナンスの強化、財政規律、給与・報酬の運用面の見直しなどについて議論しました。また、法人の特性を踏まえた法人の整理と類型化ということで「民でできることは民で」という基本的な考え方に立って組織のあり方を見直し、2つの法人類型をつくる、各分類に即したガバナンスを構築する、中期目標管理を行う法人につきましては、事務・事業の特性を踏まえてさらに類型化を行ってはどうかという内容を議論したということでございます。

以上でございます。

○分科会長 どうもありがとうございました。

次に、本分科会では特別会計改革のうち、独立行政法人に関する事項についても扱うこ

ととされており。そこで、特別会計改革の直近の取り組み状況について事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 「特別会計改革の直近の取組状況について」御説明させていただきます。
資料は2-2でございます。

特別会計改革につきましては、平成17年に閣議決定された「行政改革の重要方針」で示された改革方針のもと、見直しの取り組みが着実に進められてきたところでございますが、行政改革推進会議の検討課題の1つとして取り上げられまして、前政権下での取り組みも含めまして、これまでの改革の内容について改めて総括、点検が行われました。

その結果、資料2-2の3ページ目、4ページ目でございますけれども「特別会計改革に関する取りまとめ」ということで、本年6月5日に取りまとめが行われたということでございます。

その内容としましては、総括点検の結果、個々の特別会計のあり方に至るまで、相当程度の議論が積み重ねられていると認められるということで、従来からの取り組みを引き継ぎ、まず「①国が自ら事業を行う必要性の検証」「②区分経理の必要性の検証」「③経理区分の適正化」「④剰余金等の活用」の4つの方針に沿って改革を実現すべきというものでございます。

そして、制度の見直しにつきましては、可能なものから速やかに法改正を行い、平成26年度からの順次の実施を目指すべきであるという内容でございます。

さらに、推進会議では総理から取りまとめに従い、稲田大臣、麻生大臣のもとで検討を進め、平成26年度から順次実施できるようスピード感を持って取り組むよう指示があったところでございます。

資料2-2の1ページ目に戻っていただきまして、こちらのほうは、先ほどの取りまとめの内容を模式化した上で、個別の特別会計についての見直しの方向性をボックスのところで書き込んだものでございます。

この中で、①の部分でございますけれども、国がみずから事業を実施している特別会計（勘定）について、国がみずから事業を行う必要性を検証し、特別会計（勘定）の廃止や、国以外への移管等の見直しを行うべきものということで、貿易再保険特別会計、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定、森林保険特別会計の3つを対象として想定しております。

これらにつきましては、先ほどの取りまとめの中で、具体的な改革案は事業を担う法人のあり方と一体で検討するとされておりますので、本分科会において、独立行政法人改革とあわせて御検討いただきたいと考えてございます。

一方で、残りの②～④につきましては、先ほどの取りまとめに従い、それぞれボックスの中身を書いてある措置内容を現在検討しておりまして、特別会計法のほうは所管が財務大臣でございますので、財務省において法改正の準備を現在進めているところでございます。

資料2-2の2ページ目につきましては、こちらは政権交代後に凍結されたものでございますけれども、前政権下において、平成24年1月に閣議決定された特別会計改革の基本方針のうち、先ほどの3特別会計に関する部分についての抜粋でございます。こちらについて、御参考までにおつけしたものでございます。

以上が特別会計改革の直近の取り組み状況の御説明でございます。よろしく願いいたします。

○分科会長 ありがとうございます。

次に、先ほど大臣が御挨拶で触れておられました今後の検討に当たりまして、政府側から委員の皆様方に組織見直しの視点を御提示させていただくとのことですので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 資料2-3「組織見直しの視点（案）」を御覧下さい。

事前にメールで各委員にはごらん頂いておりますので、説明は簡単にさせていただきますが「組織見直しの必要性」ということをまず言うております。ここでは独法制度についての成果と問題点の認識を示し、先ほど御説明した改革法案についての経緯が書いてございます。

「組織見直しの視点」ということでございます。これは、先ほどの独法制度のそもそも論でございますが、その趣旨を書いております。

最初のパラの●の「また、」以下ですが「独立行政法人の財源の多くは国民からの税金であり、毎年、多額の財政支出がなされている」ということの認識が示されております。

2つ目の●で、そのため、今般の組織見直しでは、政策目的の向上ということと行革効果の向上という、この2つを目的として進めることが必要ではないか、見直しを進める前提としては「民でできることは民で」という原則にのっとり、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などを図っていくことが不可欠だという基本認識が示されております。これに基づきまして、3つの原則を下に提示させていただいております。

まずは「Ⅰ 組織の在り方は事務・事業の見直しを踏まえつつゼロベースで検討すること」ということでございます。

民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化（指定法人化など）を検討する。組織のあり方を検討するに当たっては、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点も検討する。

Ⅱといたしまして「独立行政法人制度の創設の経緯と趣旨を踏まえて行うこと」ということでございます。

独立行政法人制度の趣旨を踏まえまして、それぞれの法人が主務大臣から示された目標のもとで、効果的・効率的業務運営がなされるよう、あるべき組織形態を検討することが必要。一方で、まさに独法制度ができた趣旨からすると、特殊法人に対するさまざまな批判があったわけで、それを乗り越えるために、組織・運営に関する共通的な準則が制度化

されたという経緯を認識すべきということでございます。

次の2ページ目でございますが、したがって、あるべき組織のあり方の検討に当たっては、こうした点を踏まえて、旧来の特殊法人にまつわる各種の問題が再発しないように十分留意することが必要であるという認識を示しております。

3つ目といたしましては「統合は数ありきでなく政策目的と行革効果の向上を目的とすること」ということ、これは大臣も触れており、先ほどの基本認識にもございますが、この2つの目的をよく認識してやっていく必要があるということでございます。

統合の考え方については、類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している複数の法人について、それら法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には統合を検討する。その際は、府省の縦割りにとらわれず検討することが必要、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意するということでございます。

逆に、独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人について、他の法人との統合も検討してはどうかということでございます。

なお、その統合に至らなくても、法人間における業務実施の連携強化について積極的に検討する必要があるのではないかと。外部委託の活用の実態などを踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化の一層の推進について検討することも必要。これは、行政改革推進会議あるいは前半の有識者会議においても非常に多くの委員から議論があったところでございます。

これらの検討に当たっては、当然、政策評価・独立行政法人評価委員会における指摘なども参考にやっていくということでございます。まさに国民のために機能するために行う改革であるので、職員が誇りを持って職務を遂行し、職員の自発性、創意工夫を通じ、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるようにするべきだということを言っております。

この改革を実施するに当たっては、まさに国民の目線を念頭に置きつつ職員の士気の向上、雇用に与える影響にも配慮して、これについては必要な対策も必要だろうということでございます。

最後は、先ほど大臣からもありましたように、今、求められているのは「検討」ではなくて「実行」だということで、中間的整理を踏まえまして、適切なガバナンスの構築、PDCAサイクルが機能する目標・評価の構築、インセンティブが機能するための見直しなど制度面での改革、これはヒアリングしながらまたフィードバックしてということを考えていただければと思いますが、それを行いつつ、組織面での改革をなし遂げた上で、改革後の新たな制度・組織のもとで安定的かつ効率的に業務を遂行させることが重要であるとしております。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御提示いただきました視点をもとにしまして、今後本分科会での検討を進めていきたいと思っております。

次に、ワーキンググループの開催につきまして議論したいと思っております。

今回の組織見直しの検討に当たりましては、独立行政法人が100余り存在することから、分科会のもとにワーキンググループを設けまして、ワーキンググループごとに法人を分担し、ヒアリングを行いながら議論を進めたいと思っております。

事務局から御説明をお願いしたいと思っております。

○事務局 続きまして、資料2-4をごらんいただきたいと存じます。

「ワーキンググループの開催について（案）」というものでございます。

今、分科会長からございましたように、趣旨はそういうことで集中的に議論を行うので、分担してやっていくということが趣旨に書いてございます。

構成につきましては、2のところを書いてございますが、4つのワーキンググループをつくるということでございます。これまでの2回の改革とちょっと違いますのは、研究開発法人を1つの固まりにして第1ワーキングで検討していただくということでございます。あとは省庁の数などを勘案いたしまして、分科会長とも御相談して各省で分けております。

最後に第4ワーキングにつきましては、いわゆるUR、都市再生機構のみを対象としております。これにつきましては、平成19年に独立行政法人の整理合理化計画を作ってから、種々の改革案が検討されてきたところでございます。当然、民業補完の徹底が必要だと。あるいは10兆円を超える負債を持っている中での財務基盤の強化という問題もあるのではないかなど、諸論点が複雑に絡み合う中で、いずれも十分に実現可能な解決策がこれまで提示できなかったということで今回、年末までに新たな改革案を取りまとめるため、既往の提言も検証しながら集中的に検討する必要があるということで、座長と御相談してこれはひとつ切り出してやらせていただくという形をとってございます。

座長につきましては、分科会長が指名するという規定になってございます。座長代理につきましては、ワーキングの構成員のうちから各ワーキングの座長が指名するというところでございます。

公表等については、これは分科会並びでございましてが会議自体は非公表で、あとは分科会に準じるという形を考えております。

2枚目は、分担ということでそれぞれの委員の方にそれぞれが属するワーキングの分担を書いてございます。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

ワーキンググループの開催につきまして、何か御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ワーキンググループの開催につきましては、これで決定したいと思います。
先ほど御了承いただきました資料2-4ワーキンググループの開催についての2ポツ
(3)におきまして、各ワーキンググループの座長は分科会長が指名することとされてお
りますので、私から指名させていただきたいと思います。

第1ワーキンググループの座長は私が引き受けさせていただきまして、第2ワーキング
グループの座長は梶川委員、第3ワーキンググループの座長には山本委員、第4ワーキン
ググループの座長には吉野委員にそれぞれお願いしたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

(「異議なし」と声あり)

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、梶川委員、山本委員、吉野委員にお願いしたいと思います。

なお、ワーキンググループの座長代理は座長が指名することとされておりますので、各
ワーキンググループの第1回の会合で決定されることとなります。決まり次第、皆様方に
御連絡させていただきたいと思います。

また、各ワーキンググループでの具体的なヒアリング対象法人につきましては、各座長
のもとワーキンググループの第1回の会合で決定いただきたいと思いますので、決まり次
第また皆様方に御連絡させていただきたいと思います。

最後に、今後の分科会の進め方につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思
います。

○事務局 独立行政法人改革等に関する検討については、このような日程で進めてはど
うかということ、9月といっても、今日もう26日でございますが、各ワーキングにおける
ヒアリングの開始ということ、今、いろいろ日程調整をさせていただいておりますが、
9月中はなかなか難しいと思いますので、10月の初めからやっていただければと考
えております。10月、11月に各ワーキンググループにおけるヒアリング及び見直し案の検
討、各ワーキンググループの検討状況について分科会へ報告していただく。分科会にお
いて見直し案の全体について議論をしていく。それで、年末までということございま
すので、12月には見直し案を策定していきたいということでございます。

○分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見御質問はありますでしょうか。よろしい
ですか。ありがとうございます。

それでは、今後の分科会の進め方につきましては、ただいま説明のありました形で進め
たいと思います。

それでは、議題5の意見交換に移りたいと思います。

今回は、第1回ということでございますので、皆様方から御意見を頂戴したいと考
えております。先ほどの事務局の説明に対する御質問でも結構でございますので、御自由
に御発言いただけたらと思います。

なお、本日御出席の皆様全員からの御意見を頂戴したいと考えておりますので、勝手ながら席の順に指名させていただきたいと思っております。恐縮でございますが、お話ししたいことがたくさんあるかもわかりませんが、お一人3分程度でよろしくお話ししたいと思っております。それでは、分科会長代理からよろしくお話しします。

○分科会長代理 私、先ほどの御説明を見せていただくと、この改革に関しましては当初より参加させていただきまして、まさに分科会長または大臣のおっしゃられていた、長きにわたる議論を見せていただいたところでございまして、まさにこの後は実行あるのみということをお自身の経験からもひどく感じるところでございまして。

そういう中で、この改革の議論自身が長きにわたっているということは、ある意味では独法自身の運営において、やはり働かれる方も含め戸惑いが出てきてしまうところがございますし、この国の貴重な財源を用いて、いかに有効かつ効率的に政策実施手段の機関がその効果を発現していただくということが本当に一番大きなテーマではないかと思っております。そういった意味で、今回の組織見直しの視点にある、いかにこの組織を効果的な運営、効率的な運営をできる形の組織にするかという観点からの見直しという、この視点を強く意識しながら、そういう中で当然の財政規律、ガバナンスの強化というものを含めた、いい形の改革ができるよう最大限御協力、尽力させていただければ幸いですと思うところでございます。ワーキングの座長もさせていただき、ワーキンググループの先生方の御協力を得て、いい形の改革に寄与できればと思っております。よろしくお話しいたします。

○分科会長 ありがとうございます。

続きまして、委員、よろしくお話しいたします。

○委員 中間取りまとめまでで、一応全体の構造的なあり方については整理をされていると思っております。これからの組織見直しというのは、それに基づいて今の組織体制がどう効果的・効率的にできるかという観点だろうと思っております。特に私が所属するワーキングで検討することになっております研究開発法人というのは、非常に大きな問題を抱えていると思っております。

研究開発法人というのは、基本的には国の、いわば科学技術イノベーション政策の実行主体として先導的な役割を果たすべきであるという、非常に重要なミッションがあると考えていますので、それがどう効果的に果たされるか。

大学といわゆる国立研究所のあり方の問題も含めて、ぜひきちんとした検討ができると思います。よろしくお話しします。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、委員、よろしくお話しします。

○委員 これは質問事項ということでしょうか。あるいは何か。

○分科会長 質問でも何でも結構です。

○委員 以前、独立行政法人の組織改革の仕事と、URのあり方の検討をする会議の2つ目ですか、そちらのほうの会議に参加させていただきました。

今般、UR担当のワーキンググループということで幾つか気になる点がございます。かなり内容的にはテクニカルなのですけれども、以前は追加的な予算措置を講じることなくという制約がついておりまして、それに伴って実際に議論できるオプションといいますか選択肢が非常に限られました。また、追加的な予算措置というのも実質的な予算措置がなければいいのか、それとも形式的にでも出てはいけないのかというあたりで、実際、お金がかからなければいいのか、でも一旦は予算が通るということ自体が問題なのかというところでも引っかかってきたということが1点。やはり一番大きい点は、減価償却70年でやっけていて、毎年減損損失が出ている状況下で財投借入、見合いの資産評価をいかにするか、どう切り出すかといった点が主要な論点になろうかと思えます。

こういった全般を通じた何か制約条件のようなものがもし初めから、新たな追加的な予算措置を講じてはいけないとか、そういった制約があれば、その点について事前にお伺いしておきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○分科会長 ありがとうございます。

今の委員の御質問に何か。では、事務局お願いします。

○事務局 URの問題につきましては、確かに前回、追加的な予算措置を講じることなくという制約が大きくあったわけでございます。ただ、今回、その制約を余りにも強調しすぎるが余りに、あるべき議論が歪められるのもよろしくないわけございまして、もちろんこの苦しい財政事情を考えますと、多大な財政負担を伴う解決策というのはフィージブルではないわけございまして、結果としてそういうものは排除されるのかもしれませんが、最初の処方箋の選択肢を考える上では、少しマチは広く考えたほうがよろしいのではないかと。そういうことで御検討願いたいと思っております。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、その次に委員ですか。

○委員 よろしくお願いいたします。

私も、この独立行政法人という制度ができた当初から、いろいろな形で関わらせていただく機会がございましたので、ある程度全体の流れは把握しているつもりではございます。

本日御説明いただいた資料2-3の「組織見直しの視点」というペーパーに書かれている内容は、まさしくそのとおりだと私は思っています。問題は、どうこのとおりにやっていくかということです。特に「組織見直しの視点」の3点、原則を書かれていらっしゃる。この字面どおり本当にできるかが問われているとまず申し上げておきたいと思えます。

事務・事業の見直しということと組織の統合という観点から見ると、組織の統合がなされても事務・事業はそのまま残っている、あるいは移管されただけという過去の経緯があって、本当に必要な事務・事業が残っているのかどうかというのは、本当にゼロベースでやるべきだと強く思うのが第1点でございます。

私自身も当初かかわったということではありませんが、独立行政法人の本来の趣旨はど

こなのかというところで、それにそぐわない形の独立行政法人というのは、残念ながらやはり存在はしているのだと思います。そういう意味でもゼロベースということが重要なかなと思っているところがございます。当然、数ありきのような統合ですとか、そういうことはもう一切考えない、あるいは府省縦割りをとらないというのは、まさしくそのとおりだと思っているということでございます。

大臣もおっしゃいましたけれども、まさしくこういうことを実行するのだということで、本当にこの資料2-3の紙どおり、文字どおりのことをやるということが今は求められていると強く思うことが1つ。

もう一点は、中間取りまとめにも参加させていただいたのですが、よく我々は運営という言葉はずっと使ってきたと思います。これは、民間企業の経営とは違うという意味で運営という言葉を使ってきたのですが、そもそも10年たって、やはりこの経営というようなところをガバナンスと置きかえることもあるかもしれませんし、マネジメントという言葉が使われているかもしれませんが、やはり独立行政法人、市場がない中で、いわゆる民間企業のような市場という規律がない中で、どのような自律的な経営を行っていくかという道筋を、やはり個別に、各論的に示せることも必要かなと思っています。今までは、何回も行革という形で独立行政法人の改革をなされましたし、廃案になったものも含めて、実際にその後どうなったかというところの目線は、やはり注視しながらやっていくべきだろうと考えております。よろしく願いいたします。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員、どうぞ。

○委員 よろしく願いいたします。

私は、専門は行政法でございまして、分科会長と同様に行政減量・効率化有識者会議あたりからかかわってまいりました。

基本的に、独立行政法人という制度の基本的な枠組み自身はよい制度になっていると思います。ただ、10年経ましたので、今までやっていた制度について、現状より、より効率的に動くようなシステムに変えていったほうがよいというのは当然の見直しのタイミングだと思います。既に今までも様々な見直しをやりかけておりますが、ここで改めて決着をつけることは、非常に大事だと思っています。

今申しましたように、基本的な枠組みはそれなりによいと思うのですが、やはりこの資料2-3の「組織見直しの視点」というところにもございますように、研究開発法人もそうですが、いろいろな種類の法人を1つの枠組みにはめ込みましたので、多少やはりそぐわない面はあるというのが率直な感想としてございますので、この機会に、ある程度分類、類型化をした上で、より法人の性質に合致し、より効率的に効果を発揮できる形の仕組みを整えることが大切ではないかと思っています。

私は、行政減量・効率化有識者会議の頃から組織の統合、数を減らすということについてはずっとかかわってまいりましたが、これまでも数を減らすというのはかなりやってき

ておりまして、確かに改革として国民に示すという点では非常にわかりやすく、これだけ減りましたと言えるわけです。しかし、どうしても数が先行しますと無理に統合してしまう場合もございます、それが本当の意味での効率化になっているかという疑問があることもあろうかと思えます。

したがって、まさに資料2-3は本当によくできていると思うのですが、数を初めからどうするというのではなく、本当に必要であれば統合する場合もあるということで進めていったほうがよろしいのではないかと思います。

最後に、今までいろいろ経緯がございましたが、ある改革が提案され、それが宙ぶらりんになっているという状況がずっと続いていて、独法の職員の士気なども含めて非常に不安定な状態になっております。最後に資料2-3にございますように、まさに安定的・効率的な独法というものに、今回のワーキンググループ等での議論、その結果としての行革で到達することができれば何よりと思っております。微力ながら、よろしく願いいたします。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員は御退席されたので、委員、お願いします。

○委員 今回、この会議に初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。微力ではございますが、一生懸命やらせていただきたいと思えます。

私は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会のほうでずっとこの独法の関係にかかわらせていただいております、もうかれこれ10年ぐらいかかと、先生は笑ってらっしゃいますが、いつもお隣にくっついていろいろな法人に行ったりしてまいりました。

そういう視点からいろいろ見ると、この独立行政法人の制度、今回、先ほど稲田大臣もおっしゃられたのですが、政権の決意として、制度にやはりまだ不十分なところがあれば、きちんと速やかに正して、実行していくという強い御決意がおありになるのだなということが本当によくわかりましたし、今回の取組の視点、中間的整理、今回お示しくくださった組織見直しの視点でこうやって取り組んでいくということについては異論ございません。こうやった考え方でやっていけばいいのかなと思えます。

一つ追加で意見を言わせていただければと思いますのは、独立行政法人の制度、中央省庁等改革のときに入れたわけですね、初めて政策評価というやり方を入れた。いろいろ途中で問題もございました、先ほどの御説明にもありましたけれども、いろいろ不祥事があったりとか、世間からすごく批判が高まったりとかというものもあるのですが、ただ、やはり全体として見たときに、大変高いパフォーマンスを挙げていらっしゃる法人があるということ、やはりそこも公平にというか、悪いところはもちろん直さないといけないのですが、それをよく認めつつ、逆に高いパフォーマンスを達成できた法人がどうしてできたのか。その高いパフォーマンスをほかにも広げていくためには何ができるのかという視点でも、ぜひ議論ができればいいのではないのかなと思えます。高いパフォーマンスというのは幾つかもちろんあると思えますし、別に全体ということではなくても、やはりこ

の独法の制度の中に入ったからでこそ、主務大臣が最終的に責任ある御判断をなさって改革ができたと思う改革が、私自身が覚えているだけでも幾つもございます。やはりこの制度を入れてそれなりに意味があったのではないか。ただ、これはこのままでいいわけではないから、引き続き直すべきところは直していったらいいのではないかと思います。

そのいい法人というのを一例出させていただければと思うのですが、私は現在、政独委のほうで厚労省所管法人に割と集中的にかかわらせていただいているのですが、私が申し上げるまでもないですが、代表例は国立病院機構だと思います。

大変高いパフォーマンスを挙げていらして、これは、元々国から切り出されたお仕事で、特別会計だったのです。そのままだったら今どうなっていたのかなと思います。大変立派な改革をされて、収支相償で、大変採算的に厳しいエリアの病院も引き続き抱えられながら、単に国からお金が余り出なくなったからいいということだけではなくて、医療の質の面でも高いパフォーマンスを実現されている。

ただ、その陰では逆にいろいろな病院の種類によっては経営が厳しいところもおありになるので、実際に視察にお邪魔したときに、本当に院長先生から、どれだけ御苦労されているかという話を伺ったこともあります。病院は公的なサービスの中で独法に上手く嵌った方だと思うのです。ところが、全部が上手くいっているかというところではないのです。他にも同じ厚生労働省所管の病院があるのですけれども、そうでもないところもある。その差は何なのか。上手くいっている実例を他に広げていくためにはどういう改革が必要なのかという視点で、ぜひ一つ追加的な視点といいますか、議論ができればよいのかなと。

そのよいところを広げるためには、それがよかったのはなぜなのか。すばらしい理事長がいらして、大変卓越したリーダーシップを発揮されたからなのか。ただそれだけでもない気がするのです。やはり組織としてあれだけの数の病院を束ねてやっていたらっしゃるときに、基本となる各病院のデータの分析、地域としての立ち位置、そういうところをきちんと本部が分析をして、きちんと経営指導もして、きちんとした方針のもと、単なる赤字を無くせではなく。やっていたらっしゃることがすごくよくわかりますので、それを他に広げていくにはどうすればいいのか。そのやり方として、うまくいっている法人との統合がいいのかどうか、ちょっと私もよくわからないのですが、同じようなマネジメントを入れられないか。単に病院に限らず他の法人についても入れられないか。それは今回提示されている組織見直しの視点とか中間的整理のところでの、例えば評価の指標のあり方とかガバナンスの効かせ方のところから出てくるのかというのはちょっとよくわからないのですが、ぜひこれからワーキンググループでのヒアリング等を通じて各法人の改革のあり方等を議論していくときに、そういうよいところも認めながら、よいところを広げていくにはどうしたらいいかと、そういう観点も1つあってもいいかと思ひまして意見を言わせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○分科会長 ありがとうございます。

委員、お願いします。

○委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

民間企業の経営に携わっているという立場で少しコメントを申し上げたいと思います。

まず、先ほど来、御説明ありました分科会の進め方につきましては全く異論ございません。これでいいのではないかと思います。問題は、本当に着実にこれを実行して結果を出していくということに尽きるかなと思います。

それと、皆さんからもちよつと意見が出ておりますけれども、やはり数合わせ、いわゆる法人の数ということに関して、これに縛られないようにぜひお願いしたいと思います。改革の内容で、これはやはり国の今後の発展のために寄与するのだ、あるいは国民に意味を持たせるのだとか、そういうところにフォーカスをしてぜひやっていただきたいなということが一つであります。

企業経営をやっております、小さな法人をたくさんつくとやはり固定費がたくさんかかるのですね。だから、できればやはり法人の大きくくり化ということは考えていただきたい。それができない場合でも、例えば管理のオペレーションはアウトソースして皆さんどこか1つにまとめてやるとか、何かしら国民の税金をできるだけ下げていくという努力をいただきたいなと思います。

それと、やはりインセンティブ、なかなか難しいと思うのですが、これを何かの形できかせていくというのが、皆さんのやる気あるいは今後若い方がこういうことをやってみたいという大きな思いにつながると思いますので、日本の将来を見たときには、やはり元気づけるというのは大事だと思いますので、これはぜひお願いしたい。

最後に、予算決算という観点からしますと、予算は非常にしっかり出されるのですが、決算はなかなか、今まではちょっと横に置いておられると言うと怒られるかもしれませんが、とにかくこれからは決算文化というものを、すなわちPDCAで監査を入れていくということを含めて、きちっと公正にやっていくという文化を定着させるべく、ぜひそんな分科会での議論をお願いしたいということでございます。

以上です。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員、どうぞ。

○委員 よろしくお願ひ申し上げます。

私も総務省の独法評価の仕事を少し手伝わせていただいております、そちらのほうでもいろいろ法人にお邪魔したりすることもあります、そちらとの対比で言いますと、ルーティーンと言うと語弊がありますが、現行制度の枠内での見直し、人件費の比率がどうだとか、ラスパイレス指数をもう少し下げられないかということはそちらでやっているわけですので、この分科会のほうはもう少し大なたを振るうといひますか、もう少し制度の根幹に立ち入ったこともできるのではないかなと期待をしております。

例えばですけれども、管理部門がちょっと肥大化し過ぎているのではないかということはいろいろな法人について指摘するわけですが、民間企業であれば、これを大きくくり例

えば総務とか人事とか経理とかといったものは横串を刺して外注にアウトソースしてしまうことができるわけですが、個別の法人ごとに見直しをしていますと、なかなかそういったことはできません。そういったことも、この分科会ではもしかすると議論できるのかなと思っております。

もう一つは、事務・事業の見直しといいますと、得てして削れということになりがちですし、大抵の場合はそれが正しいと私も思っております。前身となる特殊法人ができて以来、何十年も同じようなことをやってきて、これはもう時代が変わっているから要らないのではないですかということが、ままいまだに見られるところですけども、場合によりましては、かつての仕事とは違って、今は新しくこういった仕事ที่สำคัญなのだ、それを我々がやっていくので、これだけの人員、これだけの優秀な人材というのは必要なのだということが現場サイドから上がってくればそれは大変結構なことだと思っております、そういう創意工夫が、特にこれからTPPに参加をするということで、日本の国としてもいろいろ変化をしなければいけない部分があると思いますので、もし、そういったことがあれば、前向きな面でも、事務・事業の見直しということができればなど考えております。

以上です。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員、どうぞ。

○委員 この独法制度が発足した当時、私は総務庁とか総務省におりまして、そのとき言われていたことを思い出しているのですけれども、先ほど事務局から御説明がありましたように、そもそもこの独法制度というのは特殊法人制度の反省を踏まえて創設されたということはよく言われておりました。

もう一つは、これは省庁再編をやった橋本行革で創設された制度でありまして、この独法制度が成功するかどうかは、橋本行革が成功するかどうかの1つの尺になるということもよく言われておりました。そういうことをちょっと今、思い出しておりました。

もう一点、若干の懸念ですけれども、先ほど分科会長は、今回は集大成だとおっしゃいまして大いに結構なことだと思えます。若干の懸念と申しますのは、この独法制度改革については皆さん御存知のとおり、自民党の行革本部等でも御検討されていると承知しております、こういうことはないと思いますが、仮に政府の検討と党の検討の結論が違った場合、どうされるのか。そういうことはないと思いますが、その意味では事務局がかなり苦勞されるのではないかと思います、同時に稲田大臣とか寺田副大臣も大変御苦勞をかけるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○分科会長 決意を持ってやらないといけないということですね。ありがとうございます。

それでは、委員、すみません。

○委員 最後になったと思いますが。

基本的に、事務局がお作りになられた「組織見直しの視点」とかワーキングの審議、や

り方等について特に異論はございませんが、2、3追加するとすれば、独立行政法人というのはここにも書いてございますとおり、まさしく政策の実施機能を担うものでございますものですから、政策本体を担っている府省庁のほうと独立行政法人をトータルに見た場合において、本当に効率的になっているかどうかという視点はぜひ忘れないようにしたいと考えているというのが1点でございます。

2点目は、今いろいろ御議論あったとおり、確かに独立行政法人については不祥事等がありまして、ガバナンス改革等が進められておって、これはそれなりに非常に意味があるというところ、私はそのとおりだと思うのですが、一方においては、委員のほうからも御指摘があったように、中小の独立行政法人においては、そのガバナンス対応でかなりの間接部門の要員が割かれていて、本来の独立行政法人が実施しなくてはいけないサービスに向ける人材がかなり不足して低調気味になっているというのもこれまた事実でございます。

したがって、稲田大臣がおっしゃられたように、単なる数合わせではなくて独立行政法人の効率化と質の向上を図るのだというのが新しい政権のものと目標であるとするならば、やはりまさしく適切なガバナンスというのをどう見るかによるのですが、パブリックセクターといいましょうか、独立行政法人の職員のモラル向上等を通じて、パブリックセクターにふさわしいガバナンスというのを、もし、なすべき点があるとなれば、そこら辺を少しやはり我々も考えて、少しでもバージョンアップに努めたいと思っております。

それと、今日後で事務局のほうからお話があるかと思うのですが、御欠席の委員のほうからお話があったとおり、まさしく不断の取組が重要なわけであろうと思いますが、その視点に立った場合において少し気になりました点は、資料2-3の国民の目線というものが、確かに行政サービスのユーザーであるのですが、ユーザーだと断定してしまう、これはこれでいいと思うのですが、ユーザーの側面もあるわけなのですが、ユーザーだけの視点でいいのかという議論も行革の親会議であるかもしれませんので、そこら辺の表現につきましては、分科会長なり事務局のほうにお任せしたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

では、委員、お願いします。

○委員 大きな方向としては全く異論がなくて、ぜひ皆さん方の意見のとおり、一刻も早くこれを実現していくことが大事だということで、私も御支持申し上げたいと思います。

ただ1つ、独法の行革というものが、改革の本質をやはり見失ってはいけないのではないかと思うのですね。国の政策との関連づけなどもしっかりしていかないといけないと思うわけで、そういった意味で第1ワーキンググループの科学技術の問題と最後のURの問題、これは大変、ほかも大変なのですけれども、特に問題が山積しておりまして、中身の深い問題を抱えていると思うのですね。

科学技術の問題は、これは今、37ある科学技術関係の独法のガバナンスをどうしていくか。これは大変大事なことでありますけれども、ただ、かねがね言われております我が国

の科学技術政策との関連、これが一言で言えば縦割り行政の構造のために、予算の配分と権限の問題とか、これがばらばらになっておりまして、日本が他国と比べてこの面で非常におくれをとっている、したがってイノベーションもなかなか進まない一つの原因になっていると、こういうことが言われているわけでありまして、そういった意味で、ガバナンスだけを取り上げてこれをやるのではなくて、そういう抜本的な、本質的な行革、これもあわせて骨太の組織改革を行わないといけないのではないかと思うのです。

そういった意味でぜひ、先ほど先生がおっしゃったように、恐らく政府のほうの答えは間違いなく我々の答えと違ってきますよ。違ってくるといのはおかしいですけども、自民党というのは、申しわけないですが、いろいろな方々いらっしゃいますから、そういった、これは一つの圧力団体にもなっておりますし、行革を阻止してきた大きな原因がそこには過去にあったわけで、それを突破しないと、これは幾ら議論してもだめなわけで、そういった意味が、科学技術の問題も大きくあると思うのです。ぜひ、そこは負けないように頑張ってもらいたいと思う。

URの問題については、本質は赤字ですね。13兆円の赤字、負債を消すのが目的なのか、あるいは民業圧迫をさせないようにするのが目的なのか、この辺がぐちゃぐちゃになってしまっていて、非常にはっきりした答えが出ないという問題があると思うのです。むしろ、13兆円を消すのであれば、民業圧迫をどんどんしながら事業を拡大していかなければいけないわけであって、そこのあたりがぐちゃぐちゃになっているから、この問題はいつまでたっても解決しない。そこもぜひはっきりさせた上で御議論いただきたいと思います。

いろいろございますけれども、また、都度申し上げたいと思います。

○分科会長 ありがとうございます。

本日いただきました皆様方からの御意見は、今後検討を進める上での重要なポイントが本当にたくさん含まれておりました。今後、各ワーキンググループでヒアリングを行うこととなりますが、本日の議論や御意見を踏まえながら、各座長のもとで検討を進めていただけたらと思います。

副大臣、何かございますか。今の御意見に。

○寺田内閣府副大臣 大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

これから各ワーキンググループで御審議を賜るわけでありましたが、各法人ごとのそれぞれ固有の問題というのは確かに有していると思います。

URは今まさに委員が言われた、累損解消の問題、また、ニュータウン事業の問題あるいは財投資金活用の問題、あと、強いて言うと、この民業補完的な部分と、まさに今、被災地でも新たなまちづくり業務でこのURが新たな分野と、ウイングとして活用している分野もあるわけですけども、そうしたこの全体を見る中で、それぞれの問題をいかに解決をしていくかということであろうかと思っておりますし、また、例えば国民生活センターであれば、この地方との関係ですね。地方自治体が行っておりますところの消費相談業務とのデマケーションをどう引いていくかという問題も存在いたしております。あるいは北方領土問題

対策協会であれば、国策としてのこの領土問題とその予算、予算執行上の一つのエージェンシーとしての側面と、あと、果たして民で担うことができないかどうかという部分も含めて検討になろうかと思えます。

御承知のとおり、今までこのいわゆる三公社の民営化で赤が黒になったという部分もあります。また、かつて郵政事業単独で見れば赤字であったのが、現在、郵政事業単独で見ても黒字になったということで、民のガバナンスを入れることによって解決をできる部分もあるかもしれない。しかし、それは単に収支上の問題だけでなくして、例えばユニバーサルサービスの提供という公的な政策部分も担いつつ、民間主体が行っているという例は多々あるわけであります。

実は、今、金融のほうも所管しておりますが、復興支援機構は民間の株式会社であります。また、地域経済活性化支援機構、企業再生機構の後釜でできましたREVICという機構、これも民間の株式会社でもって事業再生分野とか、あるいは地域の活性化事業、こうした役割を担わせているわけで、この官と民とのデマケーションと、あと、そうした全体のガバナンスをいかに確保していくかという論点もあろうかと思えます。ぜひそれぞれのワーキングで御審議賜ればと思います。

先生、橋本行革のときの担当として御尽力をされて、まさにその集大成の部分があるわけではありますが、常に与党と政府というのはある意味、この問題に限らず必ずフリクションは生じる部分もあります。しかしそこは、政府与党一体として、緊密に連携をとりながら、出口を探っていくという作業があるわけで、その意味で事務局の御尽力に期待をいたしたいと思えますし、私もそうした意味でお役に立ち、最終的にいい成案を得ることができればと思いますので、引き続きの御指導のほどお願いいたします。

○分科会長 副大臣、どうもありがとうございました。

最後に、次回の分科会の日程ですけれども、各ワーキンググループで実施するヒアリングが終了いたしまして、見直しの方向性がある程度まとまったところで開催したいと考えております。具体的な日程につきましては、追って事務局から連絡したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

本日はちょっと時間が早く、前の有識者懇談会と比べて早く終わりました。ありがとうございました。

本日はこれにて会議を終了いたしたいと思えます。ありがとうございました。